

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年8月29日

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別                | 1: 都道府県知事・市区町村長等  |
|                          | ○知事                      ●市区町村長等  |
| 2. 都道府県名                 | 山口県   |
| 3. 市区町村名                 | 上関町   |
| 4. 届出番号                  | 2   |
| 5. 独自利用事務の事例番号           | 65-1  |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | <a href="http://www.town.kaminoseki.lg.jp/?p=10749&amp;preview=true">http://www.town.kaminoseki.lg.jp/?p=10749&amp;preview=true</a> |

執行機関名 上関町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

|                                | (1)法定事務   | (2)独自利用事務   |
|--------------------------------|---|---|
| ①事務の名称                         | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの   | 上関町ひとり親家庭医療費助成要綱(昭和53年上関町要綱第7号)による医療費助成に関する事務であって町長が別に定めるもの   |
| ②番号法別表第1の項                     | 45  |   |
| ③番号法別表第2の項                     | 65  |   |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 |   | 上関町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1 第2の項<br>上関町ひとり親家庭医療費助成要綱による医療費助成に関する事務であって町長が別に定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所           | 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条   | 上関町ひとり親家庭医療費助成要綱第1条   |
| ⑥事務の趣旨又は目的                     | この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。 | この要綱は、ひとり親家庭等の母子又は父子の医療費の一部を助成することにより、当該母子又は父子の保健の向上に寄与し、その生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。                              |

⑦独自利用事務の関連規範

上関町ひとり親家庭医療費助成要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

| 事務1           | (1)法定事務   | (2)独自利用事務  |
|---------------|---|--|
| ①根拠規定         | 番号法別表第二主務省令 36 条 項 3 号  | 上関町ひとり親家庭医療費助成要綱第4条                                  |
| ②事務の内容        | 母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号(これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の算定に係る事実についての審査に関する事務 | 上関町ひとり親家庭医療費助成要綱第4条の規定による受給資格の交付申請に係る事実についての審査に関する事務 |
| 特定個人情報1       |   |  |
| ①根拠規定         | 番号法別表第二主務省令 36 条 項 3 号  | 上関町ひとり親家庭医療費助成要綱第4条第1項2号                             |
| ②情報提供者        | 市町村長  | 市町村長   |
| ③提供を求める特定個人情報 | 市町村民税に関する情報   | 市町村民税に関する情報  |
| 特定個人情報2       |   |  |
| ①根拠規定         | 番号法別表第二主務省令 条 項 号   |  |
| ②情報提供者        |   |  |
| ③提供を求める特定個人情報 |   |  |
| 特定個人情報3       |   |  |
| ①根拠規定         | 番号法別表第二主務省令 条 項 号   |  |
| ②情報提供者        |   |  |
| ③提供を求める特定個人情報 |   |  |